

# 産業雇用安定助成金の制度改正について

資料 3 - 2

宮崎労働局 助成金センター

# 産業雇用安定助成金のコースについて

産業雇用安定助成金には **雇用維持支援コース** と **スキルアップ支援コース** があります

	雇用維持支援コース	スキルアップ支援コース
新型コロナウイルスの影響による事業活動の縮小	要件にあり	<b>要件になし</b>
独立性の認められない事業所（グループ内企業等）間の出向	対象になる	<b>対象にならない</b>
部分出向	対象になる	<b>対象にならない</b>
助成の対象となる事業主	出向元事業主 出向先事業主	<b>出向元事業主</b>
出向中に支払われる対象労働者の賃金	出向前の賃金の 85%～115%	<b>出向前の賃金の 100%以上</b>

# スキルアップ支援コース 主要な支給要件

労働者のスキルアップを『在籍型出向』で行う場合に出向元事業主に対して助成金が支給されます。

## 出向元

出向復帰後の労働者に対して支払う出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前の賃金と比較して、**いずれも5%以上上昇させること。**

## 出向先

解雇がない。雇用量の減少がない。

## 対象となる 出向

**出向元事業主**が出向労働者の出向中の**賃金の全部または一部を負担**していること。

## 対象労働者

出向元事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が**6ヶ月以上**である。

# スキルアップ支援コース 助成内容

	中小企業	中小企業以外
助成率	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 □ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円 / 1人1日当たり (1事業所1年度当たり1,000万円まで) (1人当たり1回まで)	

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

# 雇用維持支援コースの拡充について

改正前		改正後 (令和4年10月1日以降)
支給期間の延長	最長1年(365日)	<b>最長2年</b> (730日)
出向復帰後の 訓練に対する助成	—	<b>新設</b>
支給対象労働者数の 上限撤廃	出向元・出向先ともに 最大500人まで (1年度あたり)	<b>出向元</b> 事業所に限り 上限撤廃

これからも「産業雇用安定助成金」活用の  
サポートをしていきます

宮崎労働局 助成金センター